

## 堤川西地区まちづくり協議会 会則

### (名称)

第1条 本会は、堤川西地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、別表に定める町会の区域とする。

### (目的)

第3条 本会は、地域住民・団体の参画と、相互の交流・連携・協働により、地域力を最大限に発揮できる、豊かで活力ある住みよい地域をつくることを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の課題解決に関する事。
- (2) 地域資源の利活用に関する事。
- (3) その他本会の目的を達するために必要な事項。

### (会員)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる区域内を活動範囲とする町会及び各種団体（学校・企業・商店会・消防団）並びに同区域内に居住する住民をもって構成する。

### (事務所)

第6条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名。
- (2) 副会長 3名以内。
- (3) 理事 20名以内。
- (4) 事務局長 1名。
- (5) 会計 1名。
- (6) 監事 2名。

2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

4 必要に応じて、本会に顧問を置くことができる。

### (役員等の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらか

じめ指名した順序によって、その任務を代行する。

- 3 理事は、会務及び事業の執行に当たる。
- 4 事務局長は、文書の收受、発送、記録等会務の処理に当たる。
- 5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計を監査すること。
  - (2) 会計について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 7 顧問は、運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ意見を述べる。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### (会議の開催)

第11条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げるときに、会長が招集する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、会員に通知しなければならない。
- 4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

#### (会議の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

#### (議長)

第13条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

#### (総会の権能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 地域計画の策定、改廃に関する事項。
- (2) 事業計画及び予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び決算に関する事項。
- (4) 役員選任に関する事項。
- (5) 会則の改正に関する事項。

(6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第15条 総会における議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の会議概要)

第16条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所。
- (2) 参加者数。(代理及び委任状提出者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の審議の経過の概要及びその結果。

(役員会の権能)

第17条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の議決)

第18条 役員会には、第15条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(会計)

第19条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。金額の設定についての詳細は役員会にて決定する事とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第21条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会出席者の4分の3以上の議決を得て決定する。

(残余財産の処分)

第22条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において出席者の4分の3以上の議決を得て決定する。

(会計監査)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(細則)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年5月31日から施行する。

(役員の任期)

2 令和5年5月31日開催の総会において決議された役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、令和5年5月31日から令和7年3月31日までとする。

(会計年度)

3 令和5年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、令和5年5月31日から令和6年3月31日までとする。

別表 (第2条関係)

活動区域
中部第1区連合町会区域：蜷貝町会、松森町町会、博労町町会、塩町町会、萆町町会、松原町会、野脇第一町会、堤町町会、堤橋町会